

令和6年度第1回滝沢市いじめ防止等対策協議会 会議録

- 1 開催期日
令和6年7月1日（月）15時00分～16時30分
- 2 開催場所
滝沢市役所4階中会議室
- 3 報告
(1)「令和6年度滝沢市いじめ防止等のための基本的な方針」について
(2)令和5年度滝沢市いじめ調査結果について
- 4 協議
(1)報告事項
(2)「SNSトラブル防止リーフレットの活用」について
(3)その他
- 5 出席委員
委員18名中14名出席…設置条例第6条第2項に基づき会議成立

	氏名	所属	備考	出欠
1	佐々木 徹	盛岡地方法務局 人権擁護課 課長	関係行政機関の職員	欠
2	薄木 美由紀	岩手県福祉総合相談センター 児童女性部地域相談課 課長	関係行政機関の職員	欠
3	中村 亜貴	盛岡西警察署 生活安全課 課長	関係行政機関の職員	出
4	中屋 豊	盛岡教育事務所 在学青少年指導員	関係行政機関の職員	出
5	黒澤 みほ子	滝沢市立鶴飼小学校 校長	学校教育の関係者 (小学校長)	出
6	江六前 仁史	滝沢市立滝沢南中学校 校長	学校教育の関係者 (中学校長)	出
7	堰合 明恵	川前保育園 園長	学校教育の関係者 (市内幼稚園・保育園長)	出
8	佐藤 正和	滝沢市PTA連絡協議会会長(R6) (現滝沢小PTA会長)	児童・生徒の保護者 (小学校PTA)	出
9	藤倉 浩康	滝沢市PTA連絡協議会副会長(R6) (現滝沢東小PTA会長)	児童・生徒の保護者 (中学校PTA)	出
10	大西 洋悦	盛岡大学文学部児童教育学科 教授	学識経験者(大学教員)	出
11	紺野 好弘	岩手大学教職大学院 特命教授	学識経験者(大学教員)	出
12	嶋野 重行	盛岡大学短期大学部幼児教育科 教授	学識経験者(大学教員)	出
13	天間 正継	高橋法律事務所 弁護士	学識経験者(弁護士)	出
14	山口 淑子	医療法人山口クリニック 理事長	学識経験者(医師)	欠
15	紀司 かおり	岩手県立大学社会福祉学部 講師	学識経験者(公認心理師)	欠

16	砂田 麻子	岩手県社会福祉士会 社会福祉士	学識経験者（社会福祉士）	出
17	滝田 律子	滝沢市健康こども部 こども家庭センター 所長	本市の職員（関係課）	出
18	柴田 賢一	滝沢市市民環境部 防災防犯課 主任主査	本市の職員（関係課）	出

6 市出席者

教育長	太田 厚子
教育次長	久保 雪子
教育委員会事務局	
学校教育指導課主幹兼主任指導主事	阿部 弘樹
同 総括主査	高橋 由紀子
同 学校教育専門員	小山 孝治

7 傍聴人 なし

8 内容

(1) 開会

委嘱状交付

委員18名中14名の出席。会が成立する旨を報告し開会。

- ・太田教育長より挨拶
- ・委員紹介（次長）

(2) 議題

(次長)

続きまして、議題に入ります。いじめ防止等対策協議会設置条例第6条により、本協議会の議長は会長が行うこととなっております。それでは、大西会長よりお願いいたします。

(議長)

盛岡大学の太西でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議では、日頃それぞれの立場で子どもたちの健全育成に寄与されている皆様方に、いじめ防止の取組や抱えている問題につきまして、それぞれのお立場、また、専門性から、いじめのその解決につきまして、また今後の方向性につきまして、アドバイスをたくさんいただきたいと思っております。

そして、いじめ等防止に係る対策を推進する本会の役目を果たしてまいりたいと思っておりますので、どうぞご協力をよろしくお願いいたします。

それでは会議に入ります前に、会議録署名委員を指名したいと思います。

本日の会議の会議録署名につきましては、江六前委員、滝田委員、お二方をご指名いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは報告に入りたいと思います。

最初に、「令和6年度滝沢市いじめ防止等のための基本的な方針」につきまして、事務局より報告をお願いします。

(事務局)

説明

(議長)

続いて、令和5年度の滝沢市小中学校いじめ調査結果等について、事務局より報告願います。

(事務局)

説明

(議長)

ありがとうございました。それでは協議1に入りたいと思います。

今、報告で(1)令和6年度滝沢市いじめ防止等のための基本方針、(2)令和5年

度の滝沢市小中学校いじめ調査結果等について報告がございましたが、何かご質問や詳しく聞いてみたい、またご意見等ございましたらお願いいたします。

(委員)

いじめに関する指導について、相談窓口とありますが、どの程度連携して、いじめ解決に向けて取り組んでもらえるものなのでしょうか。

(議長)

相談窓口のあり方として、子どもたちがどのような思いでこの相談窓口を使い、そしてどう解決に向かっていっていくのか、その内容を、学校がどこまで追えているのか、ということですね。

(委員)

いじめ事案が起きたときに、子どもたちから「〇〇くんにこういうふうにされた」というような訴えがあれば、被害を受けたというお子さんから内容を確認します。

そうした上で、その子に「相手側からも聞いてみていい？」と確認を取りますが、言わないでほしいという場合もあります。

そういう場合は、相手のお子さんの様子を注意深く見ますし、相手のお子さんには「こういうわけだからぜひ聞かせてほしい」と事情を聞きます。

基本的に、いじめに関わる事案は、両者から事実を確認します。そうした上で、謝罪ありきではなく、加害児童もやはりこれはいけないことだ、と心底思っ、その上で「自分は良くなかった」「〇〇ちゃんに謝りたい」となった時に、被害のお子さんとお話する機会もありますし、今はまだ心の傷が大きくて会えないという場合もありますので、その時は少し時間を置きますが、「いいよ、それを受け入れます」というときは、第三者もついて「ごめんなさい」や「こういう思いだったよ」と、ただの謝罪だけではなくて思いを伝え合うという場を設ける場合も多いです。

それから、いじめ問題に限らず様々な課題がありますので、学校だけではなく、市教委とも連携しながら、教員一人だけではなく複数で事情を聞いたり指導をしたりというようなこともあります。

さらに、事案によっては、生活安全課や福祉総合相談センター等専門機関とも連携しながら取り組む場合もあり、学校としては、長く苦しんだり悩んだりすることのないように、担任や学校の相談窓口と話していただければ早く取り組むことができると思っております。

どうしても学校では話せなくて、そのような相談窓口の電話やLINEというのは、最後の砦として非常に重要だとは思っています。ただ、思いつめる前に様々な教員も窓口もありますので、そこは話しやすい人にまず話してほしいと思っております。

(議長)

その他にございますか。

それでは、二つ目の協議の方に入っていきたいと思います。

まず事務局の方から「SNSトラブル防止リーフレットの活用」について、説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

それでは、「SNSトラブル防止リーフレットの活用」について、はじめにこのリーフレットの経緯を説明いたします。こちらは、昨年度、当協議会及びジュニアリーダーズセミナーにて作成し、昨年度末に全小中学校と市内の全戸に配布いたしました。特に学校配布に当たっては、資料12～13ページにございます「SNSトラブル防止リーフレットの配布について」の文書とともに通知し、13ページにあるような活用の具体例を示したところであります。

本日は、学校での活用例の実際、そして更なる効果的な活用の方法について、皆様からご意見を頂戴したいと考えておるところです。どうぞよろしくお願いたします。

(議長)

それでは、昨年度この協議会でも検討し、子どもたちとも協議してきたのがこのリーフレットです。今年配布され、学校で取り組んでいるということなので、取組の途中だと思っておりますが、小学校と中学校の校長先生から実践の様子や活用事例についてお話しただければと思います。最初に小学校からお願いします。

(委員)

では、リーフレットの活用状況についてご報告いたします。

昨年度、発達段階に合わせて全学級で学級指導後、配布をしました。そして、各学校、家庭での掲示の呼びかけをしました。小学生ですので、親子で必ず話し合っておうちの目立つところに掲示してください、と周知しました。

各学校では、リーフレットを掲示したり、拡大して掲示したりして、いつも意識するようにしたという学校もありました。

それから、リーフレットをさらに活用するために、それぞれの学校でスマートフォンの安全教室を開催したり、学校教育振興協議会と共催をしてメディアとの付き合い方について講演会を持ったりということも並行して行っておりました。

今年度このリーフレットについて、新たに指導を行った学校もありましたけれども、再配布は今年度になってからはしていない状況です。もちろん情報メディアについての指導は継続して行っております。

以上が現状です。良かったという声として、このリーフレットには具体的な表現で注意すべきことが書かれてあってわかりやすかったという声がありました。また、裏面には滝沢市の教育長のお顔があることで、身近な問題として考えることができたという意見もありました。

これから考えていかなければならない点についてですが、新しい年度になってしばらく経ってはおりますが、教職員の異動もありましたので、教職員ももう一度、それから児童ももう一度確認する必要があるのではないかとということで、再配布して学校で指導するとともに、家庭でももう一度意識付けるとよいのではないかと意見がありました。

また、昨年度は情報メディアに関するアンケートの後に配布という学校がありましたので、情報メディアアンケートとこの指導を一体化させて、アンケート結果をもとに指導をして、児童生徒自身も自覚し、保護者も問題意識を持った中で家庭でのルールを立てるのが良いのではないかと考えます。また、ルールを書く欄がもっと大きいといいのではないかと意見もありましたが、相談窓口も入れるので難しいのではないかと感じております。

(議長)

ありがとうございました。では、中学校の取組をお願いいたします。

(委員)

中学校の校長先生方や生徒指導の先生方から活用事例について伺いました。

このリーフレットの表面の「その言葉、相手はどう思うのかな？」という部分や、「ネットに上がった情報って消せないんだよね？」というSNSの基本的な部分については、学級指導等である程度は聞いているので、「どういう使い方がいいの」や「どういう使い方はいけないの」というあたりを、このリーフレットを使って生徒が自分たちで話し合い、学校で生徒会が中心になって検討したというところもあったようです。

裏面の「我が家の～」という部分ですが、中学校3年生ぐらいになると、お母さんお父さんと我が家のルールをお話しましょうというのが、なかなかうまくいかなかったとか、話題の一つにはなったとしても、形式的なものとなり、果たしてどこまで家庭で話が深まったかというところは多少疑問が残ります。特に中学校2年生の後半、3年生については難しいということでした。

ただ、中段からの県内いじめ相談窓口一覧やSNS利用が可能な相談窓口については、先ほどの協議でもありましたが、中身まではわからなくても、相談したということをお話してくれた生徒もいたようでした。このリーフレットで相談窓口を初めて知って、そこに直接電話したということもあったようでしたので、そこについては良かったと思います。

(議長)

ありがとうございました。

今の、小学校と中学校の取組について、良かったという部分と、課題や改善が必要ということを出してもらいましたが、皆さんからもう少し聞いてみたい部分はありますか。

(委員)

小学校でのタブレットの持ち帰りについて、今後も推進していくと聞いたので、校長

先生と話題になったことがあります。それは、仕事等でタブレットを頻繁に使われる方というのは、リスクや使い方について理解されている方も多いと思いますが、そうでもない方にとっては、子どもの方がタブレットなどを使う場面が多くなっていて、親がそれになかなか追いつかない状況があるのではないかとこの心配です。ですので、親子でタブレット学習のような、子どもが何をしているのか、タブレットをどのように使っているのかを共有する時間があってもいいのではという話をしました。

先ほど委員がおっしゃったように、「中学校3年生ともなると」というお言葉があったように、小学校から底上げというか、親子でそのような時間を共有することによって、自らそのリスクを避けるような使い方をしていくのが望ましいと思っています。

また、親からすると、子どもがずっとスマホやタブレットを見ていると、ゲームをしているのではないかと勘ぐってしまうので、「勉強しているよ」ということも親として認識したい。そのために、小学校でそのような活動をしていきたいと校長先生と話をしていたところでした。

(議長)

保護者の立場のお話も出ましたので、いかがですか。

(委員)

小学校の話になるのですが、小学校では情報モラル講演会を実施しており、今年も12月5日に予定をしておりました。講師を呼んで、小学4～6年生を対象に講演会を開催しておりますが、実際にスマートフォンを持っている小学生は年々増えており、中学生は80～90%ぐらい持っているというような中で、小中学生には、正しい知識や正しい使い方を理解してもらいたいと講演会で話題になりました。

また、例えばSNSを使った相談窓口の「こころのほっとチャット」やチャイルドラインのQRコードを試してみましたが、見た目も可愛いらしく作られているので、もっともっとみんなが自由に使えるような感じがあればいいなとも思いました。

そのためにも、パンフレットの再配布は行ってもらえるのでしょうか。

(議長)

いかがでしょうか。

(事務局)

はい。可能です。

(委員)

小学校では、12月5日には情報モラル講演会を予定していますので、それに併せたチラシの配布であるとか、情報モラル教育として、実際にホットラインやチャイルドライン等を使って相談してみるとか、運営している方は大変かもしれませんが、一度試してみることで、ちょっとした悩みでも相談できるような雰囲気ができたり、スマートフォンを持っていない子もお母さんと一緒に相談したりとか、そのような使い方の経験談をほかでもお話できればいいのかなと思います。

誰かに相談するとなった時に、例えば親であったり友人であったり、あとは先生だったりそれぞれ違うと思いますので、その相談先がSNSでも、それはもちろん構わないことだと思いますので、ちょっとした心のよりどころとしてこれからも、このSNS相談窓口が活用できればいいと思います。

パンフレットの活用例も引き続きよろしく願いいたします。小学校以上です。

(議長)

はい、ありがとうございます。すでに前年度中に1回は配布しているようですが、今年度は配布しないのですか。

(事務局)

今年度は、新入生に配布させていただいたところがございます。1回配布したから、というところもあり、新しい1年生にだけ配布という形でありました。

学校からも、また、保護者から要望が出ているのであれば、再配布について検討していきたいと思います。

(議長)

ぜひ、前向きにお願いしたいと思います。

このリーフレットの活用について、学校での活用の仕方や、保護者の家での活用の仕方や、あとはタブレットの活用に関わってのこともお話が出ました。

研修会の在り方について、例として、親子揃っての研修会など、具体的なものも出されました。今後、このリーフレットを活用しながら、トラブル防止の取組が、まず一つ確認できたかなと思います。

次は、管内の情報モラルの取組事例等も併せてお話していただければと思います。よろしくをお願いします。

(委員)

お世話になっております、どうぞお願いします。

主な取組について少し紹介させていただきます。

私は、中学校と警察関係を主に回らせていただいております。今のところ、34中学校を訪問させていただきまして、主な取組事例として取り上げたものでございます。

小学校についても、ほぼ同じ取組をしていると思っております。

管内の中学校では、生徒指導主事が実例を題材にして、「全体指導を忘れた頃に」をキーワードにしながら指導をしていますというところもございまして、先ほども話がありましたが、県警のスクールサポーター、あるいは病院関係、医療関係者による情報モラル講演会、これについては、児童生徒対象ということが主ではありますが、保護者にも案内したり、あるいは保護者を対象にしたりという学校も中にはございます。説明する側も話の内容を若干変えて説明しているのではないかと思います。

文部科学省映像教材を選び、学年ごとに視聴しているという例もあります。

盛岡教育事務所の指導主事を講師に、教職員を対象に情報モラルについての生徒指導研修会を行っているということです。

まさに今ここにあるような市や町の啓発資料を用いた指導として、学活で用いるなど、生徒を対象にした指導だけではなく、三者面談時に保護者にも資料を示しながら説明と協力を仰いでいますということもありました。

中学校では、表現の仕方を中学校の生徒に合わせて言い換えて伝えているというところがありました。例えば、このリーフレットにもある「自分の撮った画像からわかるんだよね」については、自分の撮った画像からいろいろな個人情報が出るという危険性がありますよ、など、中学生としての表現に変えながら伝えているということです。

新入生保護者説明会、PTA総会、家庭教育学級の場における講演会など、これは多くの学校で行われております。

教育委員会の指示指導を受けながら、SNS絡みのトラブルの指導について、特にも画像や動画等の事案は、「保護者に打診し了解を得る」というステップを踏まず、学校の義務として、警察に情報提供、相談することを保護者にも周知しておりますという学校もございました。

ネット依存については、アンケート等で使用頻度等を確認しながら、その結果をもとに、親子揃って三者面談時に10分程度の動画を視聴していただく、というところがありました。

重層的な指導体制・保護者啓発に努めるために、一～三次という支援・指導体制を重層的に組んで、生徒個々に対してどの段階で対応するかについて、組織的に支援体制を構築しているというところもありました。二次支援の例として、スクリーニングテストで対象者をピックアップしながら、個別指導を行っているというところもありました。

ノーメディアデイの実施として、保護者への周知と協力を依頼し、学校によっては、保育園も一体となって取組に参加していますというところもございました。

サイバーセキュリティモデル校の指定を受け、関係機関の指導と協力を得ながら生徒会が中心となって取り組んでいる学校もありました。

中高連携事業として講座の開催や、小中連携事業としてスマートフォン等の利用時間の目標設定並びに睡眠時間調査、その意義について指導している例が多くありました。

教科での情報モラル指導から、中学校生徒会と校区の小学校児童会、PTAが一緒になって、情報モラル機器のルール策定を、模索しながら進めているという中学校区もございました。

先ほども出されました学校教育振興協議会による取組、それから生徒会組織による情報モラルを主体的に考える取組をしている学校もあります。具体的には、2学期は生徒会で作成したルールの推進と学活における情報モラルに係る学習の実施に力を入れることとしている、という中学校もございました。

補足となりますが、訪問させていただいた時に、各小中学校の校長先生にお伝えしていることですが、情報モラルに関する指導については、日常のモラルに関することと情報技術の特性・仕組みに関することを併せて指導する必要があることにご留意いただきたいということをお伝えしているところでございます。

そうしてみますと、滝沢市のこのリーフレットについてですが、まさに日常のモラルに関すること、情報技術の特性・仕組みに関することに触れて書かれています。

「その言葉、相手はどう思うのかな」や、あるいは「その人、知っている人？信用できる人？」とか、「ネットに上がった情報って、消せないんだよね？」といった特性に関わっているという点で、大変良いパンフレットと見させていただいております。

インターネット利用に関する普及啓発活動ということで、保護者、関係機関と連携して取り組むというのはその通りですし、外部講師による出前授業だけではなく、単に校内の教員による指導、もちろんこれは教員の指導のもと生徒会組織による活動も含むということも充実させていきたいところでございます。

複数回の継続した指導の徹底について、警察からも同じ話をいただいております。たとえ同じ指導の繰り返しであっても、複数回徹底して実施することが大切ですよ、と。1～2回ではなかなか理解に至らない子どもや、自分事として捉えるまでに至らない子どもがいるということ認識して指導に当たらなければならない。

大事なことなのですが、子どもを取り巻く環境は、日々変わっているという認識を持つことが大切だと。例えば、5月の時点では特に何もなかったお子さんが、9月の時点では変わり始めているということも十分あり得る。だから複数回の指導というのが必要なのだということでありました。

それから、保護者を巻き込んだという表現になっておりますが、保護者と一緒になって、その指導の重要性を理解してもらわなければ効果が上がらない。子どもだけではなく保護者に対しても、なぜ対策が必要なのか、学校としての必然性を保護者にもご理解をいただき、協力をいただきながら活動していくということは、もう必須であろうと考えております。

子どもだけを対象にした指導だけでは、SNS関係の取組についてはなかなか難しく、足りない部分があるだろうと考えております。

先日、ラジオを聞いていたならば、中学校に上がる際のお祝いの品が、かつてはスマートフォンが1位だったそうですが、今スマートフォンは1位でなくなったと。何だろうと思ったら、買い替えが1位だそうです。

状況は変わってきているという例としてもう一つ申し上げますと、管内でも電子決済によるお金の貸し借りも発生しているという実態もございます。

そのような事例についての危機感を、我々も持ちながら指導に当たっていかなければならないと、保護者と一緒になって考えていかなければならないと感じているところでございます。

(議長)

はい、ありがとうございます。

様々な学校の取組、学校と保護者、それから地域を巻き込んだ取組、または外部講師を招いての取組等、様々教えていただきました。

委員の話の中にも、複数回取り組むことの大事さということもありましたし、保護者と一緒に行っていくことも大事だということもお話いただきました。

いろいろご参考になることを、ありがとうございます。

今日の委員の皆様には、専門機関の方がたくさんいらっしゃいますので、いろいろお話をお聞きしたいと思います。

保育園での取組として、何か情報提供等ありましたらお願いしたいと思います。

(委員)

先ほども出されていましたが、今、保育園でも小中学校の情報メディアに関する取組に併せて取り組んでいるところです。しかし、ただスマートフォンを使うとか、YouTubeを見せないでくださいとかではなく、小中学校と同じ期間に、小中学生が勉強等をしている時に「子どもたちは絵本を読みましょ」と、「絵本週間」と名前を変えて取り組み、誰と本を読みましたか、どんな本が楽しかったですかということを紙に書いて出してもらい、取組の様子を保護者にも伝えています。

園児もスマートフォンの使い方もしっかりと上手で、YouTubeを見たり、様々なサイトを見たりと、普段から、どこから得た情報なのか分からないような話をしている状態です。今の時代、もう見るなどとは言えず、見方とか見せ方についての保護者の意識が大事だと思いますので、保護者には、例えば保育参観日に来たときに、情報モラルに関する内容を伝えていきます。スマートフォンに子守をさせてしまうという状況も少なからず近年おこっているのだと思います。

(議長)

はい、ありがとうございます。リーフレットは保育園や幼稚園にも配布しているのですか。

(事務局)

配布しておりませんが、今後は検討いたします。

兄や姉との関わりの中なかで、やはり小さいうちからの情報モラル指導が大事だという事を改めて認識いたしました。

(議長)

ありがとうございました。

警察の取組として、いじめが起きた場合に、その被害を最小限にするための取組等何かありましたらお願いしたいと思います。

(委員)

チラシを配っていただきまして、ありがとうございます。こちらには、SNSのトラブルに遭わないようにするためという記載がありますが警察としては被害者にも加害者にもならないようにというのが一番重要であると、日々事件等を取り扱っている中で思っているところでございます。

先ほどもお話がありましたが、子どもたちは親よりも、新たな使い方をどんどん吸収し、スマートフォンを使いこなしておりまして、保護者は危機感を持った方がいいのではないかと日々感じているところです。

当署での具体的な扱いですが、これは滝沢市だけではなく盛岡市や雫石町を併せての取り扱いになります。例えば最近ですとSNSで知り合った大人から誘いを受けて首都圏まで行ってしまったとか、行く間際で発見に至ったというものもありますし、「ト一横キッズに憧れて」のような話もある中で、本当に地域に関係なくいろいろな人と繋がれる状況があります。

また危惧している内容として、わいせつ事案関係です。児童ポルノ等ですね。子どもの裸を撮った、それを送った、となると、それが児童ポルノの製造罪に当たりますし、また、それをLINEで転送するだけで提供罪に当たるという、そういった知識を持たないまま、ただただ指で押すだけで犯罪が成立していくというその怖さを、子どもたちがまだ認識しない部分あると思います。

いろいろな事件を捜査する中で感じるのは、私が子どものときは、例えば友達になるということは、名前や大体の住所はどこか、相手の電話番号をわかっているのが当たり前でしたが、今はLINEのみの関係で、連絡先はLINEしか知りませんか、名前もフルネームを知らないのに付き合っている、と平気で言うんですね。その状況で交際をしているとは信じられないのですけれども、それが今、当たり前になっているというところです。

ゲーム依存もとても多いと感じています。ゲーム依存で保護者が養育に限界を感じて、それこそ児相に身柄通告になるというお子さんも少数ではないと感じているところです。やはりスマートフォンを持たせるならば、保護者もそういうリスクも想定した上で持たせることが必要と感じているところです。

そして、何よりも子どもたちに伝えたいのは、自分の身は自分で守るということです。インスタグラムに、○○中△△部と書いて写真を上げているのですが、これはストーカー被害に遭う可能性もありますし、自分の個人情報をやすやすと上げるというのが、デジタルタトゥーとならないように、その前で食い止めるための教育は必要と感じました。ありがとうございます。

(議長)

はい、ありがとうございます。

次に、法的に関わる部分でお話しいただけたらと思います。

(委員)

法的に関わると言われるとなかなか難しいところもありますが、先ほどの委員さんのお話の中であったように、電子決済でのお金のやり取りというものはあるだろうし、今後増えるだろうなと感じています。

お年玉を電子決済で上げる方が徐々に増えていて、なぜそうするかというと、電子決済でお金をあげると、その後子どもが使ったものも履歴で残るので、親がチェックできるというメリットがあるということです。その点から考えると、要は、生徒同士でお金のやり取りをするのが悪であって、僕自身は、電子決済が出たことで、その問題は明確化するのだろうと感じています。証拠的な意味合いとすると、「何月何日にいくら上げた」という証拠が、あるのかないのかといったモヤモヤしたところを、電子決済ですと誰に送ったかが明確に分かるので、ある意味ではそういう進歩もあると個人的には思っています。だから電子決済で送るのが悪いのではなく、そもそもの原点として、子どもたちに、子どもたち同士でお金のやり取りをやってはいけない、ということをもっと教育する必要があると思っています。

また、今回議題として挙がっている、このようなリーフレットは非常に大事だと思っています。ただ、これらに関して私が思うのは、更新していくことが何より大事だろうと。SNSの世界は非常に目まぐるしい。弁護士会としても、どのようにしたら子どもたちの声を拾うことができるのかと考えて、LINE相談を第2東京弁護士会がやっていますが、中にはLINEなんてもう古いという人もいらっしゃいます。

例えば、最近若い人で「BeReal（ビーリアル）」というアプリが流行っているというのを伺いました。私はそれを知らなくて、BeRealとは何かというと、日常の素の写真を撮り、アップロードするというものだということです。これまでのSNSは、写真を「盛る」という工程があったわけです。今の若い世代には、「写真を撮って、盛って、アップロードしないと恥ずかしい、ということに疲れてしまった」という感覚があるようです。つまり、SNS疲れは「盛る」ことに疲れてきたということのようです。

そこで、素の状況、リアルタイムの状況を上げようとBeRealをインストールする。そうすると、1日1回BeRealのアプリから「何時何分の写真を撮ってください」と通知が来る。その通知から2分以内に上げないと他の人の投稿が見られない。2分しかないので、盛る時間もなくて逆に疲れない、ということらしいのですが、かえって、怖い話だと思いました。何が怖いかというと、写真を撮って、アップロードする、それは、その時自分がどこにいるのかも併せてアップする、ということになる。これまでは、個人情報アップロードする時に、何か特定されるものが載ってないとか、他の人にモザイクかけなくてはならない等、いろいろ考えて結局アップロードしないということもあったと思うのですが、そういう事を無視してリアルタイムの状況をアップロードしようということが流行っていると聞いて、私は怖いことだと感じました。

実際にこの件で法律相談を受け受けたことはないのですが、ネット等見ると、やはりBeRealで問題が発生したということが書いてあり、今後注意していかなければとは思っています。

そのような形で流行するアプリによっても、子どもたちとSNSとの距離感というのは多分変わってくると思います。そういうことから考えても、SNSトラブル防止リーフレットは、一度配るだけではなく更新していくというのも一つ大事なことかと思えます。

(議長)

はい、ありがとうございました。

社会福祉の関係で、学校や保護者との繋がりの部分で何かアドバイスありましたらお願いいたします。

(委員)

普段、スクールソーシャルワーカーとして学校にお邪魔させていただいています。その中で、今日の話の中であったスマートフォンや、インターネットと繋がったことによるご相談というのは、生徒自身からも保護者の方からも相談が多数あります。

その時にお話するのは、もう本当に困っている保護者が「どうしたらいいでしょう」と来るのですが、その時にはもう、どうにもできない状況になっていることが多い。

「子どもからスマートフォンを買ってくれとせがまれます。でも、持たせたら問題も

起こりますよね、でも、みんなが持っているから欲しいって言われるのですが、持たせてもいいでしょうか」という相談を受けますが、「『持たせる』『持たせない』はご家庭の判断だとは思いますが、持たせたときのリスクについてきちんとお子さんと話をしてほしい、ルールを決めてほしい、そして、持たせた責任は親御さんにありますよ」ということをお伝えします。

相談の中で、「こんなリスクありますよ」という具体例を伝えるとともに、スマートフォンの費用は親が負担なのだから、ルールが守れないのであれば支払わないとか機器を取り上げるというルールを先に決めておくことが非常に大事だというお話はしています。

それでもスマートフォンの長時間使用がやめられない子は、例えば学校に行けなかったり、友達関係でトラブルを起こしたり、昼夜逆転になったりして、生活そのものが成り立たない状況であれば、ネット依存的な状況が考えられますし、これは医療のカテゴリーに入っていくので、一緒に相談に行きますというお話をさせていただいております。

ですので、スマートフォン等を持たせるときのルール作り、今この時のルールもですが、たとえ子どもの年齢が上がっても、ルールを守らなければストップということは、家庭の中で確認してほしいと思っています。

それから、先ほどPTAの方々がおっしゃっていた「親も一緒に参加して学びたい」という姿勢がとても嬉しいし、「学校任せにしない」「誰か任せにしない」と保護者が思ってくださいような学校作りが、すごくいいと感じました。

最後になりますが、先ほどいじめの件でいろいろな相談窓口もあるということにも関連しますが、皆さんもご存知の通り、今年度から「こども家庭庁」が設置になりました。その中でうたわれていることの一つに、これまでは教育の部分は文部科学省、生活福祉に関わることは厚生労働省、と分かれてきましたが、こども家庭庁によって統合された部分が出てきています。

そして、その一つとして、いじめに関することも学校だけで取り組むのではなく、地域も一緒になって学校外からアプローチしていく、ということがこども家庭庁のホームページに掲載されています。

これに関して、いわゆる認知のところだけではなく、相談窓口も、学校だけではなく、地域にもそのような窓口があり、解決のために一緒に動くところとして、学校と地域が一体となって働き掛け、解決に向けて一緒に取り組んでいくということが、これからの子どもを支える地域作りの中で大事だと示されています。

今年度は、全国でもいくつかの自治体がモデル地域として指定され、福祉部署も実施主体となる地域が出てきます。

いじめは学校だけで起きているのではなくて、地域など子どもを取り巻く様々な関係のなかで起こり得ます。その際、学校、地域でどう支えていくか、地域とともに課題解決に取り組むことが重要とっておりました。

(議長)

はい、ありがとうございます。

次は、コミュニケーションを取りにくい、また、取れない子どもたちも多い中、人との関わりの困難さを抱える子どもたちのいじめ防止の取組等ありましたらお話しいただけたらと思います。

(委員)

はい。私は、発達障害を抱えている子どもたちとどのような関わり方をすればいいのか、いろいろ調べておりましたが、発達障害があるといじめの対象になりやすいとみております。感覚としては、大体4割か5割ぐらいは、発達に困難さを抱えているお子さんが対象になってしまっているのではないかと感じております。

また、今日のアンケート調査では、小学校ではいじめの指導レベルCDが7件、中学校が3件と報告がありました。本市では、いじめの指導レベルを定めていますが、教師の指導後にも十分な配慮を要し、さらに継続的な介入指導が求められるレベルになると、保護者の関わりについても、保護者と確認しながら進めていく必要があるのではないかと考えています。

Dレベルになると、警察や第三者も含めて対応していくレベルですし、Cレベルについても、保護者を交えた解決方法を探らなければならないのですが、どのように保護者

を交えていけばいいのかということについても、組織的に情報共有し、共通理解しながら整理していかなければならないと思いました。

それから、委員から出された意見の中に「保護者を巻き込んだ指導の重要性」とありました。スマートフォン等の扱いについて、子どもの方が保護者よりずっとスキルが高いという状態ということでした。とすると、「学校参観日」のように保護者が子どもの様子をなんとなく見ているという参観ではなく、保護者も一緒に「今学校でテキストではなく、タブレットを使ってこのような学習をしている」というように、児童生徒と保護者が共に学ぶというか、一緒に体験する学校参観のあり方も考えていった方がいいのではないかと感じました。

(議長)

はい、ありがとうございました。

最後に、小学校での指導経験も踏まえて話していただきたいです。

(委員)

SNSのいじめの話ではないのですが、ある学校ではネット依存の子どもがおり、1日に5～6時間インターネットを行っていて、それが原因で学校にも来られなくなり入院という子もいました。また、インターネット上で課金をしていて、親が気づいたときには数十万円の請求が来て驚き、子どもを問いただしたところ、本人は、ゲームをしているときに、課金をしていたことに気づかなかったと。そのうち、のめり込んでいくというか、依存していったという状況になったということもありました。特定の子がSNSでトラブルを起こすのではなく、誰にでも起こりうるということだと思います。したがって、こういう啓発のリーフレットも、特定のターゲットに限定せず、どの子もトラブルに遭わないように進めるべきだと考えています。

また、タブレットの持ち帰りの話もありましたが、教育の上で必要なのは、やはりアクセルとブレーキだと思います。SNSで積極的に情報収集したり友達と繋がったりしていくのはアクセルの内容だと思いますが、逆に、トラブルに巻き込まれないためにはブレーキが必要だと思います。これ以上やったらどうなるか、お金を取られるのではないかと、変な詐欺なのではないかと、ということを感じ取らせることです。このようなことにも敏感に感じ取らせることが必要なのではないかと思っています。

今回、このリーフレットをどう活用していくかということも話題になりましたが、1回ではなく先生方が異動してきた時や、あるいは、たくさん印刷しているのであれば年に数回渡して活用していくということが必要だと思いますし、先程小学校と中学校それぞれで代表的な実践例を発表していただきましたが、例えば特徴的な実践等あればさらに交流する機会があればいいと思います。

このようにしたらネットトラブルが少なくなったとか、あるいは啓発に繋がったというような実践交流会的なものも取り組んでいただければいい。

SNSのトラブル防止に積極的に取り組んでいる滝沢市として、リーフレットをどのように活用してどのような効果が出たか、という検証までやれば次に活かせると思いますので、そこはよろしくお願ひしたいと思います。

(議長)

はい、ありがとうございました。

時間になってきましたので、まだまだお話されたい方あると思いますがここで終わりたいと思います。

様々な立場の方から、様々なご意見、アドバイス、貴重なお話をたくさんいただきました。本市としても、このリーフレットを作ったのが取組が始まったばかりです。成果も出てきていますし、新たに問題も出てきていますので、それを今日のお話を受けながら一つ一つ解決しながら、繰り返していくことが必要だと思いますので、ぜひこれを契機に、保護者や子どもたちが主体的に問題解決していけるような意識を高めていけるような、実際的な取組となればと期待しております。

本当に今日はありがとうございました。これで協議を終わりたいと思います。

(次長)

議長、ありがとうございました。

それでは協議事項が終了いたしましたので閉会させていただきます。長時間にわたりまして熱心なご協議ありがとうございました。

以上をもちまして、第1回いじめ防止等対策協議会を終了いたします。
次回の開催は来年の1月22日水曜日を予定しております。
状況によりまして、臨時に委員の皆様や部会の委員の皆様にご参集いただくこともあるかもしれませんが、通常は年2回の開催を予定しております。
なお、第2回の内容につきましては、今年度のいじめ調査結果の報告に対するご意見をいただいて、次年度へ反映させていくという予定をしております。
それでは本日は誠にありがとうございました。
お帰りの際はお気をつけてお帰りください。
ありがとうございました。